

## 公的研究費の不正防止に係るアンケート調査の実施について（結果報告）

### 1. 本調査について

令和3年2月1日付けでガイドライン（実施基準）の改正が行われ、文部科学省研究振興局長より各研究機関に対して、改正ガイドラインに沿った所要の取り組みを行うとともに、改めて徹底した対応を求める通達が出されているところです。

ガイドラインでは、研修会の受講状況の管理に加え、コンプライアンス教育の質保証が求められ、受講者の理解度についても把握することとなっており、取組の一環として、本学の不正防止に対する実態及び浸透度を把握することを目的とし、今後、職員へ着実に浸透させるために、どのような取組が必要であるか等の検討材料とするため、全職員を対象とした不正防止に関するアンケート調査を実施しました。

### 2. 調査内容

- (1) 調査方法： 本学ポータルサイト上でのWEB調査
- (2) 調査対象： 全職員（附属学校園を含む。役員，非常勤講師，嘱託講師を除く。）
- (3) 調査期間： 令和4年11月1日（火）～ 令和4年11月30日（水）
- (4) 回答数： 336人 / 392人（全対象者）
- (5) 回答率： 85.71%（12月1日集計）  
（第1回・2008年10月 64.7%，第2回・2011年2月 52.6%，  
第3回・2013年8月 75.5%，第4回・2018年10月 53.5%）

### 3. 調査結果

2008年の第1回の調査から今回で第5回目の調査となります。アンケートの回答をお願いしたところ、前回の53.5%を大きく上回る85.71%の回答率となりました。しかし、別添に示す各設問の回答結果については、全体的に浸透度・理解度の維持又は若干の低下が見られます。

今後は、職員の皆様から頂きましたご意見・ご感想を参考とするとともに、取り組みを見直し、組織として不正を許さない風土作りに努め、着実に不正防止の推進が図れるよう厳格な対応を目指して参ります。

令和5年1月

鳴門教育大学長 佐古 秀一

### 問1 回答者の職種について

回答者：335人

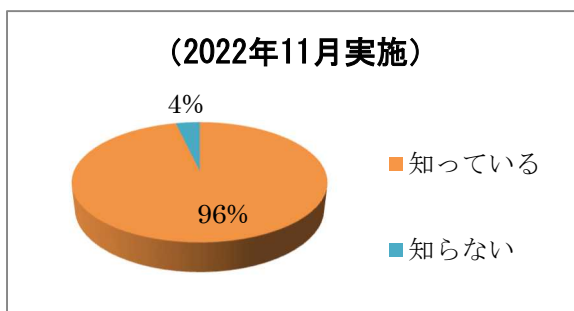
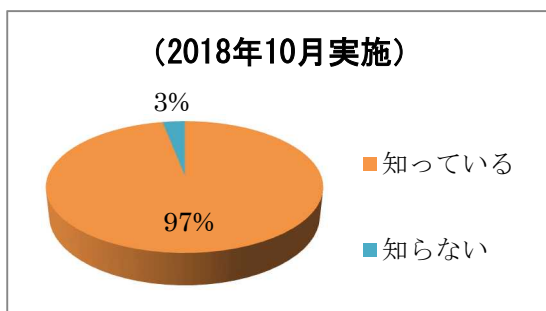
内訳： 職種： 回答人数／対象人数 【回答率】

教員（附属学校園・教諭含む）： 175人／209人 【83.73%】

事務職員： 100人／103人 【97.09%】

その他（非常勤職員など）： 61人／80人 【76.25%】

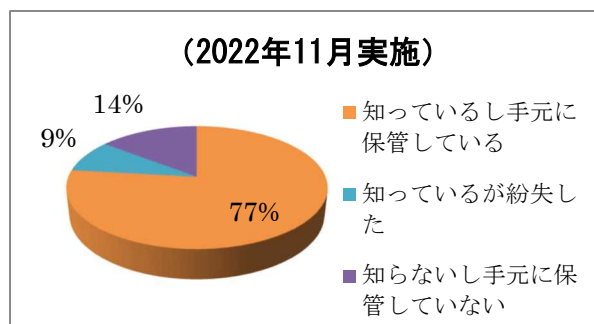
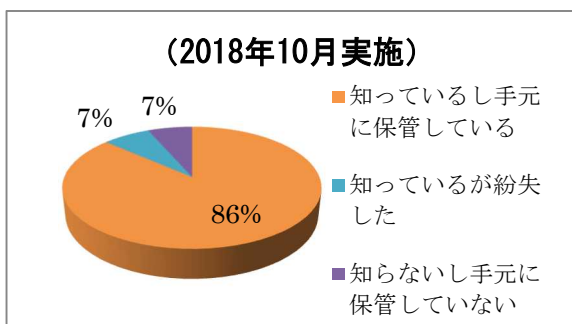
### 問2 本学が公的研究費の不正防止への取組として、規則を制定したり研修会を開催していることをご存じですか。



#### 【分析結果】

今までの様々な取組の結果、「知っている」と回答した割合が、前回に比べ1ポイント低下したものの、全体的に不正防止の取組を認識している結果となっています。「知らない」と回答した職員が4%いるため、引き続き浸透が図れるように研修会等を実施し、認知度が100%になるよう目指して参ります。

### 問3 鳴門教育大学における研究活動の不正行為及び研究費の不正使用への対応マニュアル（以下「不正防止マニュアル」という。）【黄色のファイル冊子にして全職員へ配布しています。】をご存じですか、又手元に保管していますか。

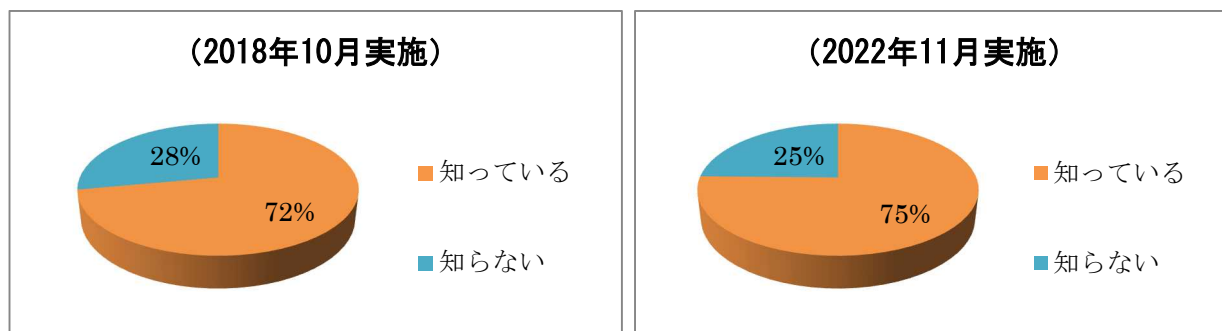


#### 【分析結果】

「不正防止マニュアル」を知っている（「知っているし手元に保管している」・「知っているが紛失した」と回答した割合が、前回と比べ7ポイント低下し、「知っているが紛失した」・「知らないし手元に保管していない」と回答した23%の職員が「不正防止マニュアル」を所持していない状況が判明しました。

「不正防止マニュアル」の配付方法や紛失者への対応などを改善し、「不正防止マニュアル」の所持と内容が熟知できる取組を行い、不正防止の意識を高めるよう、また、引き続き認識していただけるよう周知を徹底して参ります。

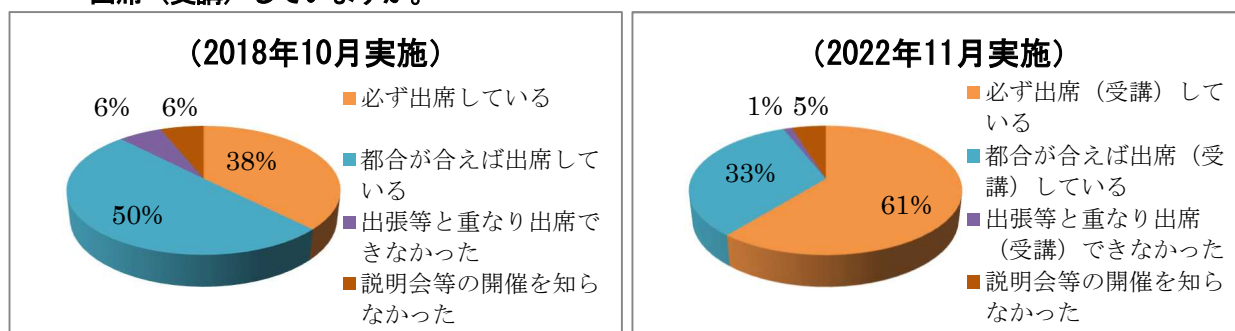
問4 本学が定める研究者の行動規範や不正防止計画などを編集した不正防止マニュアルを本学 Web ページに公表していることをご存じですか。



【分析結果】

「知っている」と回答した割合が、前回と比べ3ポイント上昇しているが、「知らない」と回答した職員が25%もいるため、より浸透度が向上するような情報発信を徹底して参ります。

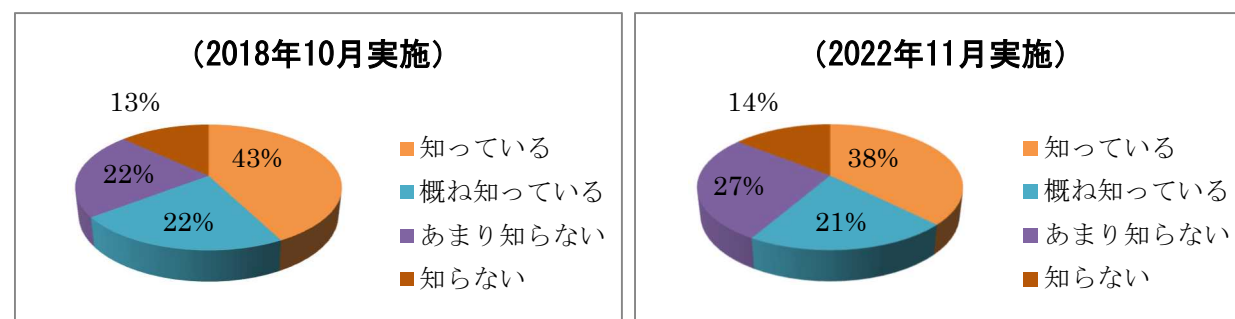
問5 学内で開催している科学研究費助成事業説明会及び不正防止研修会（eラーニング等含む）に出席（受講）していますか。



【分析結果】

「必ず出席している」・「都合が合えば出席している」と回答した割合が、前回に比べ6ポイント上昇しています。これは、毎年、研修会を複数回開催しており、また、eラーニング研修を実施した効果（「出張等と重なり出席できなかった」、「説明会等の開催を知らなかった」の回答割合が大幅に減少。）と思われるが、出席率の更なる向上にむけて周知を徹底して参ります。

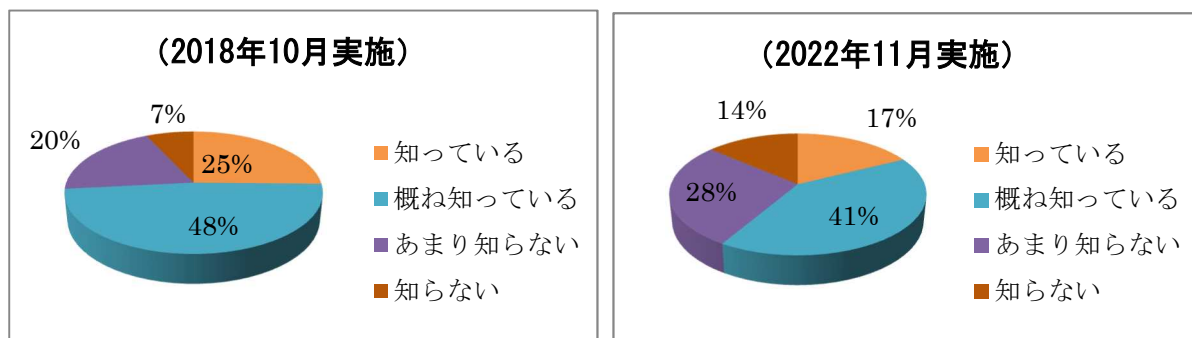
問6 文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会の共編による「科研費ハンドブック～より有効に使っていただくために～」をご存じですか。



【分析結果】

「知っている」・「概ね知っている」と回答した割合が、前回と比べ6ポイント低下しています。また、「あまり知らない」・「知らない」と回答した41%の職員は、認識できておらず、「科研費ハンドブック」が十分に浸透していない結果となっているため、「科研費ハンドブック」について科学研究費助成事業の取扱説明会等で再確認するなどし、周知を徹底して参ります。

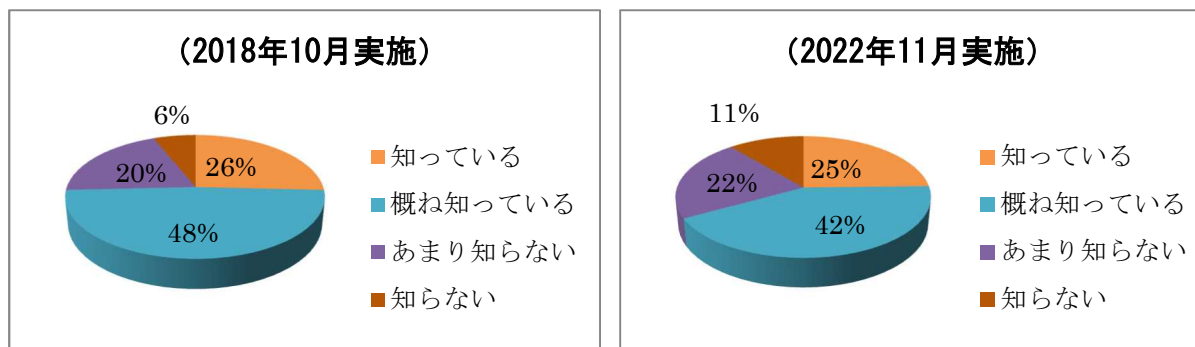
問7 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文科科学大臣決定）（令和3年2月1日改正）」の内容をご存知ですか。



【分析結果】

「知っている」・「概ね知っている」と回答した割合が、前回と比べ15ポイント大幅に低下しています。また、「あまり知らない」・「知らない」と回答した42%の職員は内容を知らないため、公的研究費に携わる職員の皆様に、ガイドラインを含めた「不正防止マニュアル」の周知を徹底して参ります。

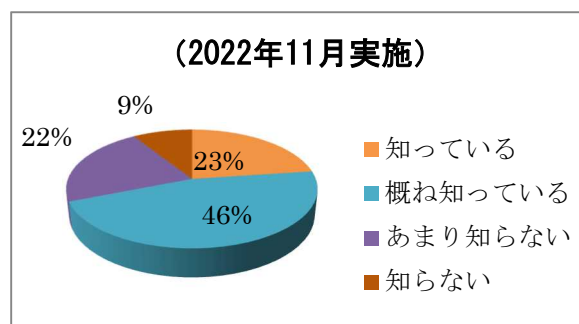
問8 「鳴門教育大学研究者の行動規範」の内容をご存じですか。



【分析結果】

「知っている」・「概ね知っている」と回答した割合が、前回と比べ7ポイント低下しています。また、「あまり知らない」・「知らない」と回答した33%の職員は内容を知らないため、公的研究費に携わる職員の皆様へ行動規範を含めた「不正防止マニュアル」の周知を徹底して参ります。

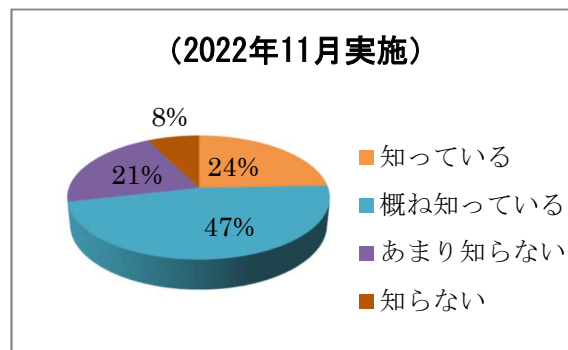
問9 「鳴門教育大学における研究費の運営・管理の基本方針」の内容をご存じですか。【R4 新設問】



【分析結果】

今回作成した新たな設問ですが、「知っている」・「概ね知っている」と回答した割合が、69%となっています。また、「あまり知らない」・「知らない」と回答した31%の職員は内容を知らないため、公的研究費に携わる職員の皆様へ基本方針を含めた「不正防止マニュアル」の周知を徹底して参ります。

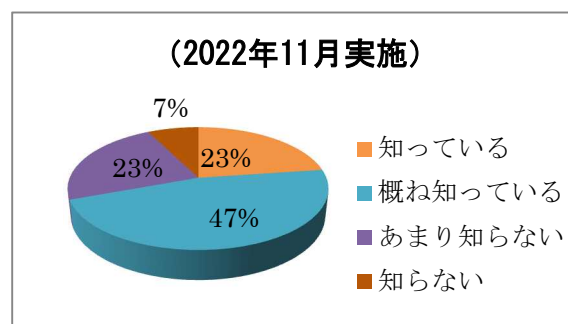
問10 「鳴門教育大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」の内容をご存じですか。【R4 新設問】



【分析結果】

今回作成した新たな設問ですが、「知っている」・「概ね知っている」と回答した割合が、71%となっています。また、「あまり知らない」・「知らない」と回答した29%の職員は内容を知らないため、公的研究費に携わる職員の皆様へ規程を含めた「不正防止マニュアル」の周知を徹底して参ります。

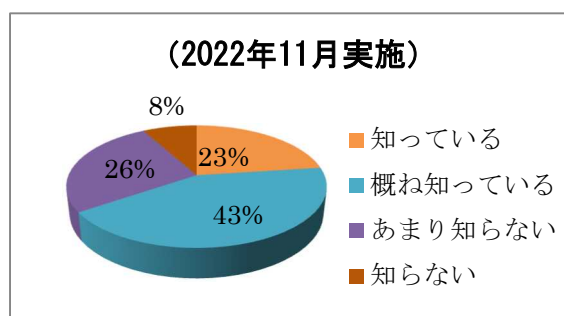
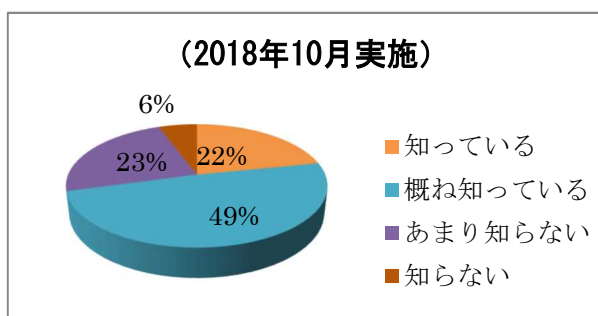
問11 「鳴門教育大学における研究費の適正管理等に関する規程」の内容をご存じですか【R4 新設問】



【分析結果】

今回作成した新たな設問ですが、「知っている」・「概ね知っている」と回答した割合が、70%となっています。また、「あまり知らない」・「知らない」と回答した30%の職員は内容を知らないため、公的研究費に携わる職員の皆様へ規程を含めた「不正防止マニュアル」の周知を徹底して参ります。

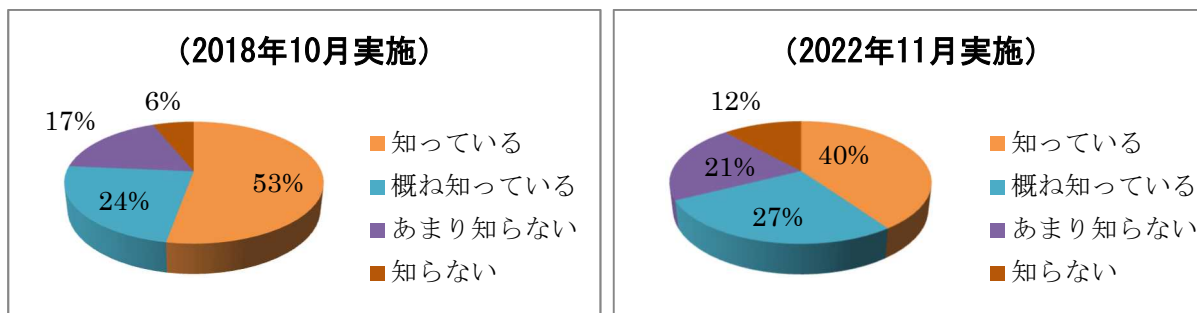
問12 「鳴門教育大学における研究費の不正防止計画」の内容をご存じですか。



【分析結果】

「知っている」・「概ね知っている」と回答した割合が、前回と比べ5ポイント低下しています。また、「あまり知らない」・「知らない」と回答した34%の職員は内容を知らないため、公的研究費に携わる職員の皆様へ不正防止計画を含めた「不正防止マニュアル」の周知を徹底して参ります。

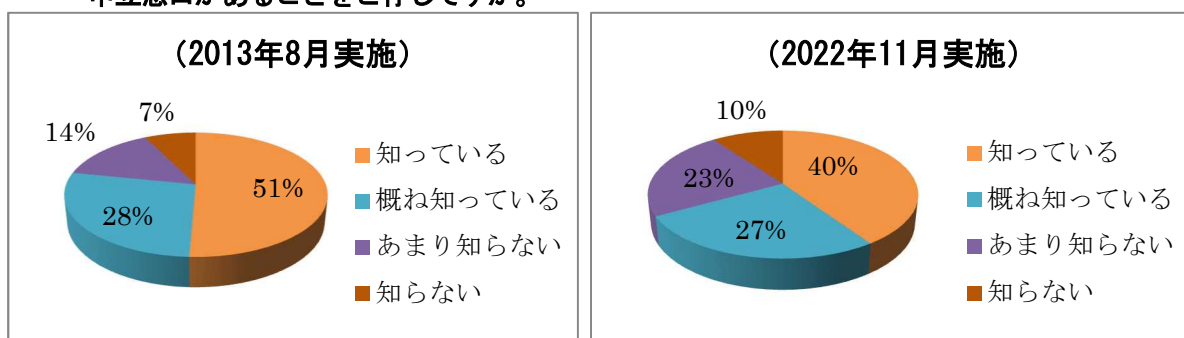
問 1 3 公的研究費にかかる事務処理手続きに関し、学内に相談窓口を設置していることをご存じですか。



【分析結果】

「知っている」・「概ね知っている」と回答した割合が、前回と比べ10ポイント大幅に低下しています。また、「あまり知らない」・「知らない」と回答した33%の職員は内容を知らないため、事務処理手続きについて教員と事務職員の連携が図れるよう周知を徹底して参ります。

問 1 4 研究活動の不正行為・研究費の不正使用について、学内に申立（告発）及び情報提供等を行える申立窓口があることをご存じですか。

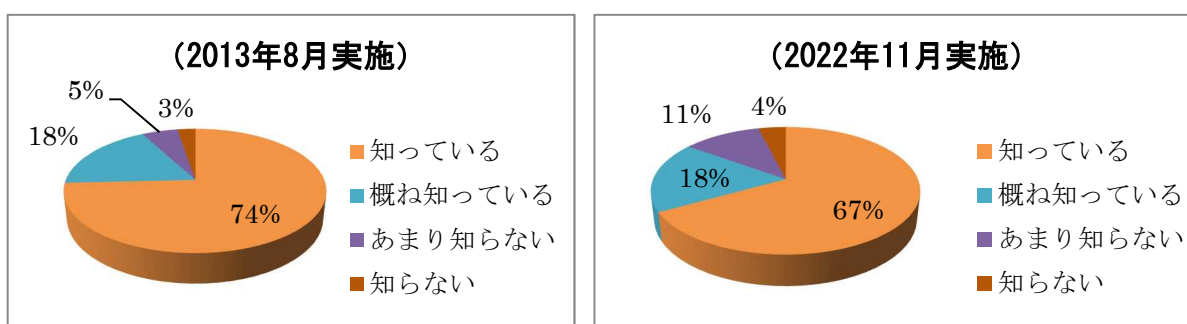


【分析結果】

「知っている」・「概ね知っている」と回答した割合が、前回と比べ12ポイント大幅に低下しています。また、「あまり知らない」・「知らない」と回答した33%の職員は、内容を知らないため内部通報制度について周知を徹底して参ります。

※不正行為申立者の保護として、いかなる不利益な取扱いを受けることはない制度を規定しています。

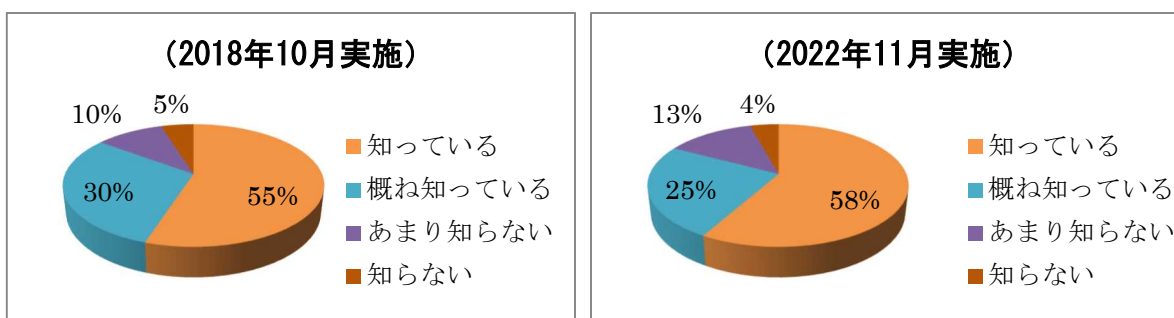
問 1 5 物品の注文や納品確認について、不正を防止するために注文は契約担当部署、納品確認は検収担当部署が行っていることをご存じですか。



【分析結果】

「知っている」・「概ね知っている」と回答した割合が、前回と比べ7ポイント低下しましたが、85%の職員が物品の注文から納品確認までの事務処理の流れについて認識しています。「あまり知らない」・「知らない」と回答した15%の職員は知らないため、公的研究費に携わる職員の皆様へ事務処理の流れを含めた「不正防止マニュアル」の周知を徹底して参ります。

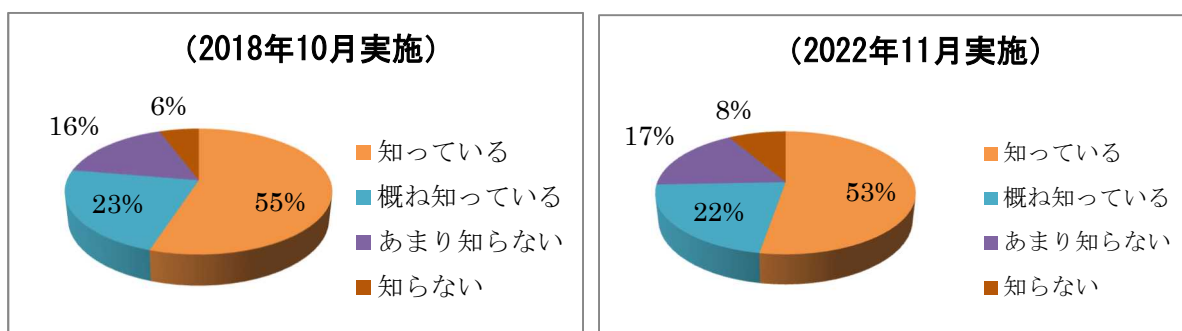
問 16 研究者が公的研究費の不正使用や不正受給を行った場合、競争的資金への応募資格が制限されるなど研究者個人に対する罰則規定があることをご存じですか。



【分析結果】

「知っている」、「概ね知っている」と回答した割合が、前回と比べ2ポイント低下しましたが、83%の職員が罰則規定を認識しています。一部の研究機関で、依然として悪質性の高い事案を含む競争的資金の不正使用が見られたため、応募資格の制限が厳罰化されています。「あまり知らない」・「知らない」と回答した17%の職員は罰則規定を知らないため、公的研究費に携わる職員の皆様へ研修会等で周知を徹底して参ります。

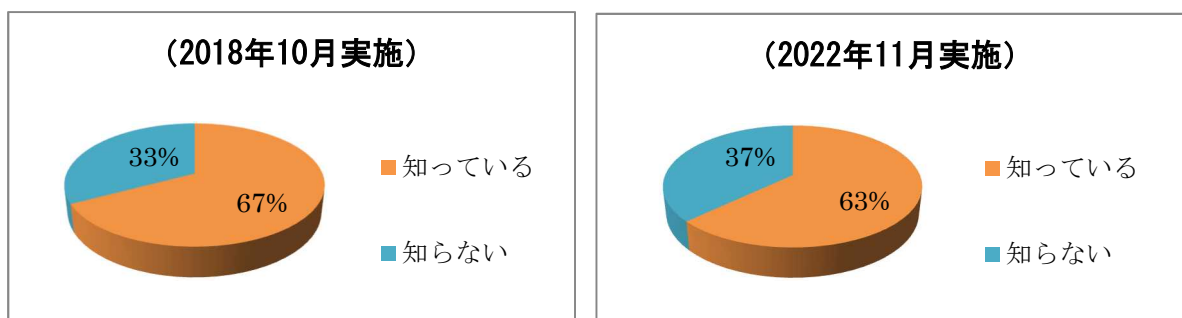
問 17 教員等個人宛て寄附金について、職務上の寄附であれば本学に申し出て機関経理を行う必要があることをご存じですか。



【分析結果】

「知っている」、「概ね知っている」と回答した割合が、前回と比べ3ポイント低下しています。職務上の寄附であれば機関経理を行う必要があり、依然として、「あまり知らない」・「知らない」と回答した25%の職員は取扱いを知らないため、公的研究費に携わる職員の皆様へ周知を徹底して参ります。

問 18 不正使用に対する意識の向上を図ることを目的に、文部科学省が各大学等における実際の不正使用事案及び不正受給事案の概要をホームページへ掲載し、研究機関及び研究者へ情報提供を行っていることをご存じですか。



【分析結果】

「知っている」と回答した割合が、前回と比べ4ポイント低下しています。「知らない」と回答した37%の職員が情報提供していることを知らないため、公的研究費に携わる職員の皆様へ周知を徹底して参ります。

### 【主な回答結果をレーダーチャート及び棒グラフによる比較】

以下は、各設問のうち「よく知っている」、「知っている」、「概ね知っている」と回答した合計の割合を示した指標です。

また、レーダーチャートは各設問とも外側にいくほど、棒グラフは高くなるほど本学の不正防止の取組が浸透していることを表しています。

